

兵庫県立大学会計研究科規程第4号

会計研究科学外研修（インターンシップ）規程

（目的）

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）の学生が、本研究科の教育の一環として行う学外研修（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程においてインターンシップとは、監査法人、企業、その他の組織等（以下「研修機関」という。）において、学生が将来のキャリアに関連した就業体験を行うことを目的とし、かつ、公立大学法人兵庫県立大学又は本研究科と研修機関との間において学生の受入れに関する覚書を締結しているもの又はそれに準ずるものをいう。

（研修機関の決定）

第3条 研修機関は、会計研究科長が、会計研究科教授会の意見を聴いた上で、これを決定する。

（誓約書その他の書類の提出）

第4条 インターンシップに参加する学生（以下「参加学生」という。）は、誓約書その他研修機関が求める書類を、研修機関に提出しなければならない。

（研修期間）

第5条 インターンシップ期間は、研修機関と協議の上、定める期間とする。

（保険）

第6条 参加学生は、インターンシップ期間中、所定の保険に加入しなければならない。

（参加学生の義務）

第7条 参加学生は、本研究科が指定する事前研修等を履修するものとする。

2 参加学生は、インターンシップ期間中、研修機関及び本研究科の教員の指示に従わなければならない。

3 参加学生は、インターンシップ期間中に知り得た秘密を他に漏らしたり、又は盗用したりしてはならない。インターンシップ期間終了後であっても、同様とする。

4 参加学生が前2項の義務を怠ったときは、学生懲戒規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第113号）に基づき懲戒をするものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、インターンシップの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。